

衛生委員会だより

平成 28 年 1 1 月 2 4 日

社会福祉法人ならやま会

衛生委員会

< 11月の衛生委員会 >

季節から増加が見込まれる感染症の予防対策について協議し、手洗いが最も効果的であることを再確認しました。週末や夜間にはしっかり体をやすめ、意識してバランスの良い食事を取りましょう。

また、10月に実施したストレスチェックの受検結果を衛生推進者から各人にお渡しし、事業者へは集団分析結果を提出しました。実施して終わりではもったいないストレスチェック、それぞれに今回の結果をいかに活用し、法人内のメンタルヘルス対策にどのようにつなげていくかが大切です。

薬局のレシートは捨てないで！

来年の1月から新しく「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が始まることをご存知ですか？ 薬局やドラッグストアで特定のOTC医薬品（風邪薬、胃薬、湿布等）を年間1万2千円以上購入した場合に適用される制度で、給与所得者であっても、確定申告をすることで税金の控除を受けられる制度です。

従来の医療費控除制度は、自分と生計を一にする家族が1年間（1月1日～12月31日）に自己負担した医療費が10万円を超えた場合に、確定申告をすることで、10万円を超えた部分が控除され、所得税の還付や住民税の減額を受けられる仕組みでした。

年間の医療費が10万円を超えるというのはなかなかハードルが高く、あくまで自己負担分の合計なので、年に数回風邪や花粉症、歯科治療での通院、薬局で医薬品を購入した程度では10万円を超えませんが、来年からの「セルフメディケーション税制」の条件を見てみると、「OTC医薬品を1万2千円以上購入した場合」となっていますので、ぐっとハードルが下がることが分かります。

例えば、薬局や、ドラッグストアで医薬品を年間で2万円購入した場合、従来の制度では控除を受けることはできませんが、来年からは1万2千円との差額である8000円を所得から控除することができます。

セルフメディケーション税制は平成29年1月1日から平成33年12月31日まで、従来の医療費控除制度の特例として開始されますので、現行の医療費控除制度はそのまま継続されます。

両方を併用することはできませんので、1年間にかかった医療費に関わる領収書・レシートをきちんと保管して、どちらを利用することができるか判断しましょう。

<OTC 医薬品とは？>英語の「Over The Counter : オーバー・ザ・カウンター」の略で、カウンター越しにお薬を販売するかたちに由来しています。法律的には「一般用医薬品」と表現されており、通称「大衆薬」あるいは「市販薬」と呼ばれてきましたが、2007年より「OTC 医薬品」に呼称を変更・統一されました。